

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 概況

1 取扱件数の状況

令和元年における不当労働行為事件の取扱件数は、平成30年からの繰越3件、新規申立て3件で、合計6件であった（令和元年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、32頁以下の第17表参照）。

2 新規申立ての状況（第6表～第9表参照）

- (1) 新規申立事件3件は、申立人別では、組合からの申立てが3件で、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- (2) 労組法第7条該当号別では、1号関係及び3号関係が各2件、2号関係が3件となった。これらの内訳をみると、2号事件が1件、1・2・3号事件が2件となっている。
- (3) 企業規模別では、49人以下及び500人～999人が各1件、1000人以上の規模が2件となった。
- (4) 業種別では、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」及び「医療・福祉」が各1件となった。

第6表 申立人別新規申立件数

年 申立人別		件数(単位:件)					平均
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
新規申立 件数		3	4	3	4	3	3.4
申立 人別	組合	2	4	3	4	3	3.2
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	1	0	0	0	0	0.2

第7表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件数(単位:件)					平均
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
新規申立件数		3	4	3	4	3	3.4
大分類	1号関係	3	0	0	3	2	1.6
	2号関係	0	4	3	4	3	2.8
	3号関係	1	0	0	3	2	1.2
	4号関係	0	0	0	1	0	0.2
内 訳	1号	2	0	0	0	0	0.4
	2号	0	4	3	1	1	1.8
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	1	0	0	0	0	0.2
	2・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	0	0	0	2	2	0.8
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4号	0	0	0	1	0	0.2

(注)大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

参考 〈不当労働行為に係る労組法第7条該当号〉

- 1号：不利益取扱い
- 2号：団体交渉拒否
- 3号：支配介入
- 4号：報復的不利益取扱い

第8表 企業規模別新規申立件数

年 区分		件数（単位：件）					平均
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
新規申立件数		3	4	3	4	3	3.4
企業規模別	49人以下	2	2	0	1	1	1.2
	50～99人	0	0	0	1	0	0.2
	100～499人	1	1	2	0	0	0.8
	500～999人	0	0	1	0	1	0.4
	1,000人以上	0	1	0	2	2	1.0

(注)平成31年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第9表 業種別新規申立件数

分類番号	業 種	年					
		件数（単位：件）					
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	平均
D	〈建設業〉	0	0	1	0	0	0.2
7	職別工事業(設備工事業を除く)	0	0	1	0	0	0.2
E	〈製造業〉	1	1	0	1	0	0.6
24	金属製品製造業	0	1	0	0	0	0.2
31	輸送用機械器具製造業	1	0	0	1	0	0.4
G	〈情報通信業〉	0	0	1	0	0	0.2
41	映像・音声・文字情報制作業	0	0	1	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉	1	0	0	0	2	0.6
42	鉄道業	0	0	0	0	1	0.2
44	道路貨物運送業	1	0	0	0	0	0.2
48	運輸に附帯するサービス業	0	0	0	0	1	0.2
I	〈卸売業、小売業〉	0	1	0	0	0	0.2
61	無店舗小売業	0	1	0	0	0	0.2
L	〈学術研究、専門・技術サービス業〉	0	0	0	1	1	0.4
72	専門サービス業（純粋持株会社）	0	0	0	0	1	0.2
73	広告業	0	0	0	1	0	0.2
M	〈宿泊業、飲食サービス業〉	0	1	0	0	0	0.2
75	宿泊業	0	1	0	0	0	0.2
O	〈教育、学習支援業〉	0	0	1	0	0	0.2
81	学校教育	0	0	1	0	0	0.2
P	〈医療、福祉〉	1	0	0	1	1	0.6
83	医療業	0	0	0	1	0	0.2
85	社会保険・社会福祉・介護事業	1	0	0	0	1	0.4
R	〈サービス業〉	0	1	0	1	0	0.4
91	職業紹介・労働者派遣業	0	0	0	1	0	0.2
92	その他の事業サービス業	0	1	0	0	0	0.2
新規申立件数		3	4	3	4	3	3.4

(注) 分類番号及び業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による。

平成31年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

3 終結の状況

令和元年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は1件であり、関与和解であった。

なお、令和2年への繰越件数は5件である。

第10表 不当労働行為事件終結状況

区分		年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	平均
取扱件数	繰越		7	4	2	1	3	3.4
	新規申立		3	4	3	4	3	3.4
	計		10	8	5	5	6	6.8
終結件数	取下・和解	取下	2	2	1	1	0	1.2
		自主和解	0	1	1	0	0	0.4
		関与和解	0	1	0	0	1	0.4
		小計	2	4	2	1	1	2.0
	命令・決定	全部救済	1	0	1	1	0	0.6
		一部救済	3	2	0	0	0	1.0
		棄却	0	0	1	0	0	0.2
		却下	0	0	0	0	0	0.0
		小計	4	2	2	1	0	1.8
		計	6	6	4	2	1	3.8
		翌年へ繰越	4	2	1	3	5	3.0

4 審査の状況

令和元年に終結した事件（関与和解1件）の処理日数は、213日（前年平均125日）であった。

第11表 平均処理日数 (単位:日)

年		平成27 (件数)	平成28 (件数)	平成29 (件数)	平成30 (件数)	令和元 (件数)	5年平均 (件数)
区分							
取 下 ・ 和 解	取下	389 (2)	159 (2)	69 (1)	72 (1)	-	206 (6)
	自主和解	-	183 (1)	19 (1)	-	-	101 (2)
	関与和解	-	239 (1)	-	-	213 (1)	226 (2)
	平均	389 (2)	185 (4)	44 (2)	72 (1)	213 (1)	189 (10)
命 令 ・ 決 定	全部救済	546 (1)	-	282 (1)	177 (1)	-	335 (3)
	一部救済	558 (3)	700 (2)	-	-	-	615 (5)
	棄却	-	-	242 (1)	-	-	242 (1)
	却下	-	-	-	-	-	-
	平均	555 (4)	700 (2)	262 (2)	177 (1)	-	480 (9)
総平均		499 (6)	357 (6)	153 (4)	125 (2)	213 (1)	327 (19)

令和元年に命令・決定により終結した事件はなかった。

第12表 命令・決定事件の平均処理日数内訳

(単位:日)

年 区分	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	平均
命令・決定事件数	4	2	2	1	0	
申立 ～第1回審問前日	295	283	198	107	-	249
第1回審問 ～結審前日	200	326	-	-	-	242
結審 ～命令書写し交付	61	92	65	70	-	69
平均処理日数	555	700	262	177	-	480

(注) 平成29年の2件及び平成30年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

5 不服の申立ての状況

令和元年に交付された命令はなかった。

第13表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	平均
		命令・ 決定書数	4	2	2	1	0
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		3	※2	2	1	0	1.6
再 審 査 申 立	労働者側	0	0	1	0	0	0.2
	使用者側	1	0	1	1	0	0.6
	双方	2	※2	0	0	0	0.8
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

※1件は平成29年1月5日に労側から、同月6日に使側から申し立てられたもの。

本県が初審である再審査事件の中労委における令和元年の状況をみると、係属件数は1件であり、再審査申立てが使用者側からなされたものであった。終結件数は1件で、初審命令を一部変更し、棄却したものであった。

第14表 再審査事件（本県初審）一覧

中労委 事件番号・事件名	再審査 該当号	初審（本県）		再審査			
		事件番号	結果	申立 年月日	申立人	終結 年月日	結果
29（不再）21 A事件	2	28(不) 2	全部救済	29. 4.10	使	31.2.21	一部変更 棄却

さらに、再審査命令（本県初審）に対する行政訴訟事件の状況をみると、係属件数は1件であり、本県初審命令を中労委が一部変更棄却したため使用者側が東京地裁に提訴した。
（第15表参照）。

第15表 行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧

事件名 （埼労委 事件番号） （結果）	中央労働委員会				東京地方裁判所				
	事件番 号	申立 人	命令 交付 年月日	結果	事件 番号	提起 人	提起 年月日	終結 年月日	結果
A事件 (28不2) (全部救済)	29 (不再) 21	使	31.2.21	一部変更 棄却	31 (行ウ) 92	使	31.3.6		

6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和元年における審査の実効確保の措置に係る取扱いは2件であった。

第16表 審査の実効確保の措置に係る取扱状況一覧

事 件 名	求める勧告内容	勧告等の内容
S事件 30(不) 1 申立日 H30. 2. 22 係属中 審査の実効確保の措置 勧告申立日 H30. 11. 26 係属中	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人が組合員に対して送付した平成30年11月1日付け「休職命令書」における、自然退職に関わる部分を撤回し、雇用関係の継続を確認すること。 	係属中 (実質的に 対応済み)
H・J事件 31(不) 1 申立日 H31. 2. 26 係属中 審査の実効確保の措置 勧告申立日 R1. 6. 25	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人Hは、本件調査期日に出席し、審査のための調査に誠実に応じること。 	<ul style="list-style-type: none"> 勧告せず 第928回公益委員会議 (R1. 8. 8) で決定

7 審査の期間の目標達成状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した（平成17年1月7日公益委員会議で決定）。

(2) 目標達成状況

令和元年に終結した事件は1件で、処理日数は213日であった（第11表参照）。なお、終結事件は目標期間内に終結した（第17表参照）。

8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和元年における物件提出命令及び証人出頭命令に係る取扱いはなかった。

第17表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	30 (不) 1	S 事件		30. 2. 22	係属中
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・掲示 ・報復的不利益取扱撤回 	1
		被申立人	S 株式会社		2 3 4
2	30 (不) 3	S 事件		30. 11. 26	R1. 6. 26
		申立人	①一般合同労組さいたまユニオン ②個人	取下げ (関与 和解)	213日
		被申立人	株式会社 S	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・掲示 	1 2 3
3	30 (不) 4	H 事件		30. 12. 27	係属中
		申立人	労組ジーケーアイ	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱撤回 ・団体交渉応諾 ・支配介入禁止 ・文書手交・掲示 	1
		被申立人	H 株式会社		2 3
4	31 (不) 1	H・J 事件		31. 2. 26	係属中
		申立人	国鉄高崎動力車連帯労働組合	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・他労組との差別的取扱禁止 ・文書手交・掲示 	1
		被申立人	①H 株式会社 ② J 株式会社		2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
5	1 (不) 2	M事件		R1. 6. 25	係属中
		申立人	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部	・団体交渉応諾 ・文書手交・掲示	2
		被申立人	株式会社M		
6	1 (不) 3	Z事件		R1. 11. 13	係属中
		申立人	一般合同労働組合東京西部ユニオン	・雇止め撤回、 バックペイ ・団体交渉応諾 誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・謝罪文掲示	1 2 3
		被申立人	Z協会		

1 S事件

平成30年（不）第1号
（広告業）

平成30年2月22日 申立て
係属中

申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 S株式会社 従業員数 80名
-----------------------	---------------------------

審査委員・参与委員

（審）藤本茂、青木孝明
（労）浅見明良、大谷誠一
（使）斎藤実、中村元信

審査経過

調査9回、審問2回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 復職後の差別的不利益取扱い及び休職命令書の撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 就業規則等の開示拒否及び退職強要による支配介入の禁止
- 4 休職命令書による報復的不利益取扱いの撤回
- 5 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

被申立人から解雇を通知された従業員が、労働審判の調停により復職することとなり、復職後の労働条件を確認するため、申立人に加入した。

平成29年9月21日に第1回団体交渉が開催されたが、被申立人が組合員の就労条件を提示しなかったため、申立人は、次回団体交渉までに就労条件を送付するよう要求した。

平成29年9月29日、被申立人は、書面にて、従前の業務とは異なる職種を提示すると共に、申立人が把握している就業規則とは異なる勤務時間を明記し、以前よりも低い給与を提示した。

平成29年10月4日、第2回団体交渉が開催され、申立人は上記書面について質問したが、被申立人は記載内容の根拠など説明せず誠実に回答しなかった。

平成29年10月16日、組合員は復職したが、それ以降、以前使用していた業務資料の閲覧ができない、上司が業務に関する質問に答えない等の差別的取扱いを受けている。

また、申立人は、就業規則、給与規定等を申立人に開示するよう要求したが、被申立人はこれを拒否した。

平成30年11月1日、被申立人は、休職中の組合員に対し、就業規則に基づき平成30年12月31日で自然退職となる旨通知した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号、3号及び4号に該当する不当労働行為である。

2 S事件

平成30年（不）第3号
（医療業）

平成30年11月26日 申立て
令和元年6月26日 取下げ（関与和解）213日

申立人

- ①一般合同労組さいたまユニオン
- ②個人

被申立人

株式会社S

従業員数 1,180名

審査委員・参与委員

- （審）清水邦夫
- （労）近藤嘉
- （使）安原好夫、廣澤健一

審査経過

調査5回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 組合員の解雇撤回及び謝罪並びに復職までの賃金補償
- 2 平成30年11月17日に申し入れた団体交渉への応諾
- 3 組合員へ直接手紙を送付したこと等への謝罪及び支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

平成30年8月31日、被申立人にA事業所の従業員が解雇された。

平成30年9月2日、解雇された従業員が申立人に加入し、同月4日、申立人が解雇撤回を求める団体交渉を申し入れたが、同月10日、被申立人は事実確認を行っているとの理由で団体交渉を拒否した。

平成30年9月13日、被申立人は組合員に対し、解雇していないので職場復帰するよう依頼する文書を送付するとともに、申立人に対し、解雇した事実のないこと及びユニオンショップ協定を締結している社内組合を唯一交渉団体とする労働協約があり、申立人との団体交渉は後となる旨の回答書を送付した。

平成30年10月11日、申立人は、団体交渉において、被申立人による当該組合員に対する聞取りとその場への申立人組合員の同席、職場環境の改善、職場復帰するまでの賃金補償などを要求したが、被申立人は同月25日付け回答書ですべて拒否した。

平成30年11月17日、申立人は、団体交渉を申し入れたが、同月20日、被申立人から団体交渉を拒否し、申立人を排除する形で労働局による個別的労使紛争のあっせんを申し立てる旨の回答があった。また、被申立人は組合員に対し、パワハラに関する事情聴取を実施することを通知したが、団体交渉で確認した申立人の同席は認めない旨記載されていた。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

3 H事件

平成30年（不）第4号
（輸送用機械器具製造業）

平成30年12月27日 申立て
係属中

申立人
労組ジーケーアイ

被申立人
H株式会社

従業員数 21,543名

審査委員・参与委員

（審）設楽あづさ、甲原裕子

（労）持田明彦

（使）平石正治

審査経過

調査6回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 不当解雇（雇止め）を撤回し、事務職等へ復帰させること
- 2 バックペイ
- 3 労働災害に対する慰謝料支払い
- 4 団体交渉応諾
- 5 団交拒否による支配介入禁止
- 6 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

申立人は、申立人委員長の労働災害及び雇用継続要求などを議題とする団体交渉申入書を平成29年12月25日に被申立人に対しファックス送付し、同月27日を回答期限としたが、被申立人は同日までに回答しなかった。

このことは団体交渉拒否にあたり、かつ組合の団体交渉権を無効にする支配介入である。

被申立人は、雇用契約終了日である平成30年1月3日を経過した同年1月9日に文書回答したが、契約は終了しているとの内容で、申立人の交渉権を事実上否定するものであった。

被申立人が申立人委員長を雇止めしたことは不利益取扱いである。

被申立人は、A健康保険組合から組合員に支払われた傷病手当金から、何らかの金額を差し引き、そのことについて一切の説明をしていない。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

4 H・J事件

平成31年（不）第1号
（運輸業）

平成31年2月26日 申立て
係属中

申立人 国鉄高崎動力車連帯労働組合	被申立人 ①H株式会社 ②J株式会社 従業員数 ①54,880名 ②565名
審査委員・参与委員 (審) 今井眞弓 (労) 藤田省吾、谷内聡 (使) 芦葉武尊	
審査経過 調査5回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 他労働組合との差別的取扱いの禁止
- 2 誠実団体交渉
- 3 雇止めの撤回
- 4 謝罪文の手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

平成30年1月31日、申立人は、適正な休養が取れる要員の確保・配置、労働条件の改善、希望社員全員の正社員化、最低時給の引上げ等を議題として、被申立人②と団体交渉をしたが、出席人数を会社と同数に制限された。また、その際提出された会社側回答文書は社名等の記載がないものだった。

同年4月18日と19日、被申立人②は賃金アップの実施を社内掲示したが、同月24日に申立人に送付された賃上げ要求についての回答文書には、現行通りと記載されていた。同月25日、別組合の社内労組が掲示した4月20日付け会社側回答の内容は社内掲示と同様であった。

同年5月15日、申立人は、組合ごとに回答が違うことについて抗議し、団体交渉開催、社長自らの謝罪と経過説明、再回答を要求した。

同年10月23日の団体交渉で、被申立人②は文書での回答・団体交渉の参加人数等について検討することとなった。平成31年1月10日の団体交渉において、被申立人②は、組合からの申入れに対して公式文書で回答することを拒否し、団体交渉の人数制限については話し合いで決めていくと回答した。

同年2月22日、被申立人②は、既に処分済である無断帰宅・口頭注意を受けた組合のビラ配布を理由に申立人副委員長に対し雇止め通告をした。

団体交渉における発言等から、被申立人①及び②は一体であるといえる。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

5 M事件

令和元年（不）第2号
（専門サービス業（純粋持株会社））

令和元年6月25日 申立て
係属中

申立人 全労連・全国一般労働組合埼玉地方 本部	被申立人 株式会社M 従業員数 28名
-------------------------------	---------------------------

審査委員・参与委員

（審）向田正巳
（労）持田明彦
（使）木村謙一

審査経過

調査3回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 団体交渉応諾
- 2 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

昭和52年から平成27年にかけて、組合員らはそれぞれ正社員として、被申立人の子会社Aと労働契約を締結し、販売活動に従事した。

平成2年から平成21年にかけて、組合員らは委託販売社員に切り替えられ、従前Aが負担していた各種経費を代わりに負担させられ、給与が全く支給されないこともあり経済的に困窮している。同社社長は、経費を自己負担する委託販売社員は売上げがなくても赤字にならないため、売上げが100万円に達しない者を委託販売社員に切り替えた旨の発言をしており、業務委託契約を悪用したことは明らかである。

平成30年12月25日、平成31年3月1日及び同月4日、申立人は、被申立人に対し、組合員への偽装請負をやめ労働者としての権利を保障すること、各種経費を控除しないこと、これまで被申立人が不当に得た経費を支払うこと等を議題として、団体交渉を申し入れた。

3回にわたる団体交渉申入れに対し、被申立人は、被申立人とAは別の法人であること、被申立人は委託販売契約の条件等につきAと同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定する地位にないことを理由に、団体交渉を拒否した。

被申立人がAの議決権を100%間接所有し、役員人事を支配していること、組合員に対し、中間統括会社やAを通じて個別具体的な営業活動の内容を指示・命令していること、業務委託契約の形式を利用して組合員らに経費全額を負担させる仕組みを主導していることなどから、被申立人は団体交渉に応じなければならない立場にある。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

6 Z事件

令和元年（不）第3号
（社会保険・社会福祉・介護事業）

令和元年11月13日 申立て
係属中

申立人

一般合同労働組合東京西部ユニオン

被申立人

Z協会

従業員数 5,000名

審査委員・参与委員

（審）清水邦夫

（労）畔上勝彦

（使）平石正治

審査経過

調査0回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 雇止めの撤回とバックペイ
- 2 団体交渉応諾、誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 謝罪文掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

平成26年8月4日、被申立人B支部に雇用された非正規職員Aが、支部管理職からパワハラを受けた。

平成29年4月、Aは、業務部長から契約更新が5年で終わることを告げられたが、平成26年4月に改正された就業規則により雇用上限が5年と定められていることについて、採用時にその説明はなく、労働契約書にも記載がなかった。

平成30年6月5日、Aが申立人に加入した。平成30年6月29日から令和元年7月25日にかけて、6回にわたり団体交渉が行われたが、パワハラ及び無期転換問題について進展はなかった。

また、令和元年7月23日、埼玉県労働委員会であっせんが開かれたが、支部は無期転換やパワハラの謝罪など全てを拒否し、不調に終わった。なお、あっせんにおいて、被申立人が平成30年4月に就業規則を改定し、5年を超える雇用を可能にしていた事実を、支部が過去5回の団体交渉で明らかにしてこなかったことが判明した。

令和元年8月3日、組合員は、無期転換が生じる1日前に、5年間の雇用期間が終了したとして雇止めされた。

令和元年7月26日から同年10月14日にかけて、6度にわたり第7回団体交渉を申し入れたが、全て拒否された。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。